

(総則)

- 第1条 乙は、この契約について、仕様書及び図面等に基づいて履行するものとし、履行に要する費用はすべて乙の負担とする。
- 2 乙は、この契約について、仕様書図面又は契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとし、見本その他により品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。
- 3 この契約に基づく発注については、甲の指定する発注者(指示者)が別途物品の種類、履行及び数量等必要事項を指示するものとし、乙は指定期間内に納入を完了しなければならない。

(検査)

第2条 乙は、指示された物品の納入が完了したときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。

(請求・支払)

- 第3条 発注した物品の代金は、初日から末日までにおいて納入した3ヶ月分を限度に検査完了後、乙は甲に請求する。
- 2 甲は乙からの適法な支払請求を受けた日から30日以内に甲の指定する金融機関において支払うものとする。ただし、仕様書等において別に定めた場合はこの限りではない。

(遅延違約金)

第4条 乙は指定期日までに物品の納入を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額(閏年も365日として計算する)を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(変更等)

第5条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約又は指示事項の一部を変更又は解除することができるものとする。

(甲の解除)

- 第6条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は契約を解除することができる。
- (1) 乙から契約解除の申し出があったとき。
 - (2) 乙が契約又は指示事項を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。
 - (3) 前各号のほか乙又はその代理人がこの契約条項に違反したとき。
- 2 前項により契約を解除したときは、乙は発注金額のうち未履行分の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合においては、甲は本項を適用しないことがある。

(損害賠償)

- 第7条 前条第1項の契約解除により、甲が損害を受けたときは、第6条第2項のほかに乙に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議する。

(相殺)

第8条 甲は、この契約において、乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。

(権利義務の譲渡・担保の禁止)

第9条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(秘密保持)

- 第10条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、江戸川区個人情報保護条例及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

(疑義の協議)

第11条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(法令遵守)

第12条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号)を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。